令和6年度 第4回葛飾区移動等円滑化促進方針 策定協議会資料

目 次

1.	移動等円滑化促進方針とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2.	これまでの協議会等の振り返り・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3.	まち歩き調査の結果報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
4.	各検討部会でのご意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
5.	葛飾区移動等円滑化促進方針について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11

1. 移動等円滑化促進方針とは

移動等円滑化促進方針とは、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(以下「バリアフリー法」という。)に基づいて、**区内全域の面的・一体的なバリアフリー化の方針を示すもの**です。

区全体でバリアフリーについての考え方を共有し、<u>施設整備や改修に関するハード面</u>と、<u>心のバリアフリーに関するソフト面による取組</u>の両面で、区全域におけるバリアフリー化の方針を明確にします。

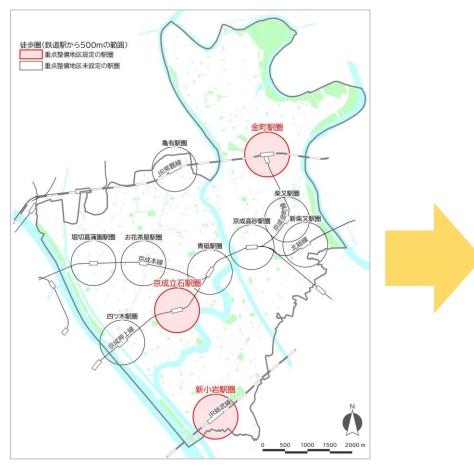
葛飾区では、これらの方針を示すことによって、**多様な住民への福祉の増進や、関係者のバリアフリー化に向けた機運の醸成、 まちの活性化につなげることを目的**としていきます。

バリアフリー法では、**高齢者、障害者等の移動や施設利用の利便性・安全性向上を促進するために、公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフ リー化を推進すること**とされています。

葛飾区交通バリアフリー基本構想(H18)・葛飾区新小岩駅圏移動等円滑化基本構想(H23)

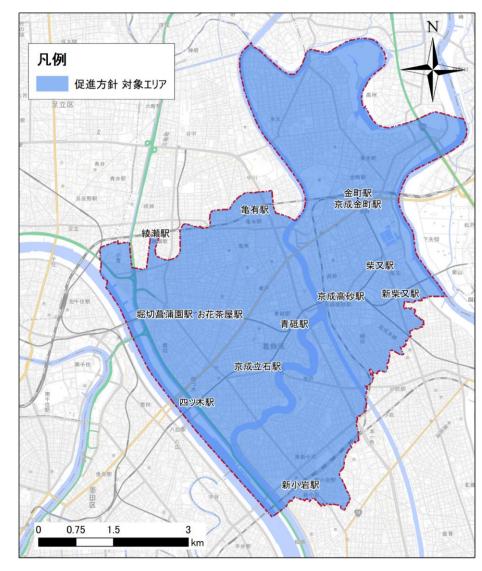






重点整備地区(優先的にバリアフリー化を図る地区)を設定 金町駅圏、京成立石駅圏、新小岩駅圏

葛飾区移動等円滑化促進方針 対象エリア (案)



2. これまでの協議会等の振り返り

(1) 令和5年度の実施内容

• 『移動等円滑化促進方針』の策定に向けて、策定協議会や区民検討部会等を開催し、目的や位置付け、現状・課題の整理を行いました。また、「まち歩き調査(3地区)」を実施しました。

● 促進方針:目的、位置付け、検討するポイント、事例の紹介

● **葛飾区の現状**:人口分布、町丁目別高齢者数、

身体障害者手帳所持者数、鉄道駅利用者数 など

- **葛飾区におけるこれまでの取組**:バリアフリー基本構想の進捗
- ●課題の整理(ハード面・ソフト面)
- ・区内の高齢者や障害のある方等の関連団体などへのアンケート調査等を

踏まえた課題の整理 ※アンケート調査等は令和4年度に実施

・まち歩き調査(3地区)の実施 ※まちのバリアフリーの状況や課題を確認

【令和5年度まち歩き調査】

●京成立石駅周辺 : 10/19 (木)

●新小岩駅周辺 : 10/26 (木)

●金町駅・京成金町駅周辺:11/2 (木)





【国】 <根拠法令> 改正バリアフリー法

移動等円滑化の 促進に関する基本方針

【東京都】

<条例>

東京都福祉のまちづくり条例 東京都建築物バリアフリー条例

<都関連計画>

- ■まちづくり、バリアフリー
- ・東京都福祉のまちづくり 推進計画
- ・東京都道路バリアフリー 推進計画
- ・都道における既設道路橋の バリアフリー化に関する整備方針

【葛飾区】

<区上位計画>

葛飾区基本構想

葛飾区基本計画

葛飾区 SDGs 推進計画

葛飾区移動等円滑化促進方針

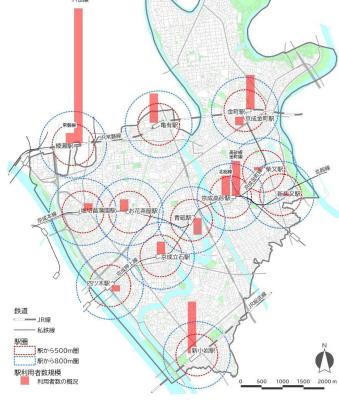
連携・整合

連携・整合

<区関連計画>

- ■まちづくり
- ・葛飾区都市計画マスタープラン
- ・葛飾区ユニバーサルデザイン推進指針
- · 葛飾区公共交通網整備方針
- · 葛飾区公共施設等経営基本方針
- · 葛飾区道路管理計画 等
- ■福祉、子育て、教育
- · 葛飾区地域福祉計画
- ・第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画
- ・子ども未来プラザガイドライン
- ・かつしか教育プラン





町丁目別の高齢者(65歳以上)人口密度

鉄道駅圏/利用者数

葛飾区移動等円滑促進方針の位置付け

2. これまでの協議会等の振り返り

(2) 令和6年度の実施予定

• **令和6年度中に『葛飾区移動等円滑化促進方針』を策定**するため、具体的な内容や取組を検討していきます。

●課題の整理(ハード面・ソフト面): まち歩き調査(9地区)の実施

●全体方針:バリアフリー化の取組の考え方 基本目標、基本方針 など

● **促進地区**: <u>促進地区の考え方</u> 促進地区の設定 など

●実現に向けた取組:移動等円滑化の促進に関する取組、

促進方針策定後の進め方 など



【令和6年度まち歩き調査】

●堀切菖蒲園駅周辺 : 5/23 (木)

● 亀有駅周辺 : 5/27(月)

●四ツ木駅周辺 : 6/2 (日)

●柴又駅・新柴又駅周辺:6/6 (木)

●お花茶屋駅周辺 : 6/12(水)

●京成高砂駅周辺 : 6/16(日)

◆綾瀬駅周辺 : 6/19 (水)

●青砥駅周辺 : 6/28(金)

●水元地区 : 7/3 (水)

※各地区のまち歩きの詳細は「参考資料」を参照

第2回区民検討部会(8月2日実施)



3. まち歩き調査の結果報告

(1) まち歩き調査の結果

令和5・6年度まち歩き調査において抽出された事項(▲問題 ●良い点 ◆意見・要望)

• 令和5年度に3地区、令和6年度に9地区、計12地区で実施した「まち歩き調査」において、施設や経路等について様々な「問題」や「良い点」が挙げられました。

鉄道駅

令和5年度:京成立石駅、新小岩駅、JR金町駅、京成金町駅

令和6年度:堀切菖蒲園駅、亀有駅、四ツ木駅、新柴又駅、柴又駅、お花茶屋駅、京成高砂駅、綾瀬駅、青砥駅



● すべてのJR駅にホームドアが設置された(亀有駅、金町駅、新小岩駅)

▲ホームドアが設置されていない(京成電鉄、北総鉄道 各駅)





●改札内の案内サインを見やすいように工夫している

◆時刻案内板に"ひらがな"表示を加えてほしい





- ▲幅員が狭く、滑りやすい
- ▲歩行者と自転車が区別されていない(JR金町駅 南北通路)
- ◆エスカレーターは、安全のため歩行しないようにしてほしい

駅前広場・バス停

各駅の駅前広場



●南口駅前広場に屋根が設置されたので雨の日に濡れない(亀有駅)

▲点字ブロックの劣化や剥がれている箇所が見られる



▲バス停までの経路など、ちょっとした段差に車椅子の前輪がひっかかる

- ●バスの運転手がとても親切
- ●バス停に上屋、ベンチがあるのが良い
- ◆バス停の上屋、ベンチをもっと増やしてほしい



- ▲駅の周辺に駐輪場が少ない…
- ▲路上駐車・駐輪が多く、通行の妨げになっている
- ▲点字ブロックの上に自転車が置かれている



公共施設および商業施設等

令和 5 年度: 葛飾区総合庁舎、かつしかエコライフプラザ、えきにこわ、カナマチぷらっと、各地区センター など 令和 6 年度: ウェルピアかつしか、かつしかシンフォニーヒルズ、テクノプラザかつしか、各地区センター など



■車椅子利用者用のカウンターがある(かつしかエコライフプラザ)

●カウンターや窓口において筆談対応が可能であることが表示されている (かつしかエコライフプラザ、青戸地区センター など)



▲"耳マーク"があっても分かりづらい位置にある
※聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマーク

▲同色のため、階段の先端(段鼻)が分かりづらい(立石地区センター)



▲スロープの幅員が狭く、勾配が急である(公共施設、民間施設)

- 新しい公共施設などは、トイレ内の広さが十分に確保されている (えきにこわ、水元総合スポーツセンター体育館など)
- ▲トイレに備え付けている機能の案内・表示がないため分かりづらい (複数の公共施設)



- ◆身障者用駐車区画を増やしてほしい (葛飾区総合庁舎、ヴィナシス金町・中央図書館、かつしかシンフォニーヒルズ)
- ▲身障者用駐車場の設置場所が分かりづらい(立石地区センター)



- ▲身障者用駐車場は、妊婦や高齢者も使用できるはずなのに表示が無い
- 赤ちゃんの駅が設置されている(複数の公共施設)
 ※おむつ替えや授乳ができるスペース
- ◆各施設には、幼児から大人まで利用できる、おむつ替え用の"大型ベット(移 動式のものでも良い)"を備えてほしい



- ●授乳スペースがある
- (かつしかエコライフプラザ・立石図書館、ヴィナシス金町・中央図書館、青戸地区センターなど)
- ●ミルク用浄水サーバーが設置されている(えきにこわ)



- ▲車椅子利用者からは商品棚やセルフレジまで手が届かない/届きづらい
- ▲施設案内の地図や車椅子用の呼び出しボタンの位置が分かりづらい

3. まち歩き調査の結果報告

(1) まち歩き調査の結果

令和5・6年度まち歩き調査において抽出された事項(▲問題 ●良い点 ◆意見・要望)

経路 各道路、スカイデッキたつみ



- ●新設、改修された道路が平坦でとても歩きやすい(セミフラット形式)
- 新設された道路は歩道も広く安心して歩ける
- 車歩道間のすりつけの段差が限りなく小さく通行しやすい (ヴィナシス金町前など)
- ◆音響式信号機やエスコートゾーンが少ないので、増やしてほしい



- ▲自転車、植木鉢、看板、電柱、住宅の植栽等が歩道および路側帯の有効 幅員を狭めている(多数)
- ▲点字ブロックの劣化や連続性に問題がある



- ◆歩道上で休憩できるベンチを増やしてほしい
- ▲狭い歩道を走行している自転車に危険を感じる
- ▲歩道の勾配が急なところは、車椅子やベビーカーが押せない

公園 令

令和5年度:新小岩公園、葛飾にいじゅくみらい公園運動場 など 令和6年度:堀切菖蒲園、鎌倉公園、曳舟川親水公園 など



- 新設・改修された公園は随所にバリアフリーへの配慮や工夫が見られる
- 水飲み場の隣に踏み台、下部には車椅子が入れるスペースがあるなど、 子どもや車椅子利用者にも優しいつくりになっている



- ◆ "インクルーシブ遊具"を設置してほしい※障害の有無に関わらず、だれもが安全に遊べる遊具

▲公園内の案内看板が小さく、分かりづらい

出典:国土交通省資

- ▲園内の通路に段差があり、車椅子・ベビーカーで通行しづらい
- ▲タイルやアスファルトに劣化が見られる

▲一部のトイレでバリアフリー対応が不十分で、設備が古くなっている

商店往

令和5年度:立石駅通り商店街、新小岩北口商店街、新小岩ルミエール商店街、金町一番街商店街 など 令和6年度:堀切ラッキー通り商店街、亀有北口一番街商店会、お花茶屋駅前商店会、高砂南町商友会 など



- ▲自転車や看板が歩道上に出ており、歩行者の通行の妨げになっている
- ▲自転車の通行が多く危険を感じる
- ▲自転車の通行が多く危険を感じる

令和6年度 まち歩き調査の様子





令和6年度まち歩き調査後のワークショップの様子





3. まち歩き調査の結果報告

(2) まち歩き調査のまとめ

①バリアフリー整備後のメンテナンスが不十分

→道路や公園、建築物など、歩道のタイルや視覚障害者誘導用ブロックなどの設備について、 経年による 破損や劣化が放置されている箇所が多くありました。





②既存施設のバリアフリー化の未対応

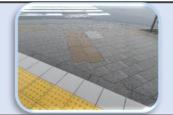
→鉄道駅や道路、建築物など、古い建物はバリアフリーが未対応である、という意見がありました。





③異なる管理主体にまたがるバリアフリー化の連携・連続性の確保

→駅前広場における屋根や、建物と道路でつながっていない視覚障害者誘導用ブロックなどの連続性を 望む意見がありました。





④安全な歩行者空間の確保

→歩道の無い道路が数多くあり、高齢者や車椅子利用者等が安心して歩行できる道路の整備を望む - 意見がありました。





①マナー向上

→歩道や路側帯、視覚障害者誘導用ブロック上の自動車、放置自転車等が通行の妨げになっているなど、 マナーの悪さに関する意見がありました。





②障害の種類や特性に基づいた配慮や気づかい

→車椅子では商品棚や券売機まで手が届かないなど、障害種別の特性や状況等に対する配慮の不足や 気づかいが足りていないことによってバリアが生じているという意見がありました。





③情報提供の分かりづらさ

→バリアフリートイレの機能や、窓口の手話対応、昇降機の設置などが整備されているのにも関わらず、 「整備状況が分かりづらい」「情報提供が不足している」といった意見がありました。





4. 各検討部会でのご意見

(1)第2回 区民検討部会

①実施概要

日時	令和6年8月2日(金)10:00~12:	00
場所	葛飾区役所 新館 7階会議室	
参加者(13名)	・葛飾区肢体不自由児者父母の会 ・葛飾区手をつなぐ親の会 ・葛飾区聴力障害者協会 ・高次しょうぶ家族会 ・葛飾パーキンソン病友の会げんき会 ・かつしか子育てネットワーク ・葛飾区重症心身障害児(者)を守る会 ・葛飾区自治町会連合会 ・葛飾区商店街連合会 ・社会福祉法人葛飾区社会福祉協議会 ・公募区民	(順不同)

②議事内容

- (1) これまでの協議会等の振り返り
- (2) 今年度の予定について
- (3) まち歩き調査の振り返り
- (4) 促進方針における移動等円滑化の考え方
- (5) 移動等円滑化促進地区について
- (6) 葛飾区移動等円滑化促進方針の構成について

■当日の議論の様子





③参加者からの主なご意見

●ハード面についてのご意見

- ・見通しの悪い交差点にミラーの設置を増やしていただきたい。健常者は車の音で往来の判断ができるが聴覚障害者はできない。
- ・介助犬用のトイレを区内の施設に数箇所でも設置できると良い。
- ・口から食事ができない人が食事を注入できるようなスペースが整備されるか、あるいは「赤ちゃんの駅」などでの注入が可能となると安心して外出できる。
- ・おむつ替えができる男性用トイレの入口に男性用トイレでもおむつ替えができることが分かる掲示をすることで、利用がより促進されるのではないか。
- ・道路に木の枝が出ていたりするので、道路がきれいになると障害を持つ人も外に出るようになると思う。まずは、区全域的に道路をきれいに整備するところから始めてほしい。
- ・子ども用のトイレが少ない。財源的に難しいのであれば、洗面台に踏み台を設置したり、 子ども用の便座を貸し出したりするだけでも親の負担が減る。子育て世帯がよく利用する場所を重点的に整備するなど、優先順位をつけてバリアフリー化を進めることが必要。

●ソフト面についてのご意見

- ・バリアフリー整備を進めるだけでなく、整備や設備の目的がどのような人に対して優しい つくりになっているのか、整備によりどのように改善されたのかなどの背景を含めて、区民 への広報や教育の現場で子どもたちに伝えたりすることが必要ではないか。
- ・心のバリアフリーを普及するためには、教育の現場でも使用できるような手引き・Web・パンフレットの作成により情報発信が必要であり、障害を知る・接する機会の創出につながる。
- ・車椅子利用者が、電車に乗る際、車両の車椅子スペースの乗車位置がわからなく なっていた場面に遭遇したことがある。鉄道事業者には、今後も案内や利用方法の周 知を工夫していただきたい。

4. 各検討部会でのご意見

(2)第2回 事業者検討部会

①実施概要

日時	令和6年8月5日(月)より資料を順次発送 令和6年8月16日(金)回答期限
場所	書面開催
発送先	 ・東日本旅客鉄道株式会社 首都圏本部 企画総務部 ・東日本旅客鉄道株式会社 千葉支社 企画総務部 ・京成電鉄株式会社 鉄道本部計画管理部 ・北総鉄道株式会社 企画室 ・東京都交通局 自動車部計画課 事業企画担当 ・京成バス株式会社 企画部企画課 ・京成タウンバス株式会社 業務課 ・東武バスセントラル株式会社 運輸統括部業務課 ・日立自動車交通株式会社 営業部 ・マイスカイ交通株式会社 吉川営業所 管理部 ・マイスカイ交通株式会社 吉川営業所 管理部 ・更京都 第五建設事務所 補修課 ・裏京都 東部公園緑地事務所 管理課 ・東京都 東部公園緑地事務所 管理課 ・葛飾区都市整備部 公園課

②議事内容

- (1) これまでの協議会等の振り返り
- (2) 今年度の予定について
- (3) まち歩き調査の振り返り
- (4) 促進方針における移動等円滑化の考え方
- (5) 移動等円滑化促進地区について
- (6) 葛飾区移動等円滑化促進方針の構成について

③事業者からのご意見

- ●促進方針における移動円滑化の考え方(区全域におけるバリアフリー化の考え方)に関するご意見
- ・移動等円滑化の考え方において、「踏切の整備」が記載されている。踏切については、一部拡幅等も実施しているが、基本的には解消すべき設備と認識しているため、表現等について検討してほしい。
- ・駅前のバス停は比較的整備(上屋やベンチなど)が進められているが、その他のバス停は場所により整備が困難な場所もある。事業者の立場としては、利用状況などを考慮し、道路管理者などと相談しながら検討していくので、"利用状況や場所による"といった記載をしてほしい。

●全体を通してのご意見

- ・駅構内の「触知案内版の位置が高く車椅子の人が届かない」とのご指摘があったが、案内板の高さは、JIS高齢者・障害者配慮設計指針に基づいて適正に設置している。
- ・区全体を促進方針の対象エリアとし、ハード面・ソフト面の両面からバリアフリー化を強く推進する方針が明確に伝わった。
- ・ハード面ばかり目が行きがちだが、ソフト面での施策も重要であるので今後取り組んでいきたい。
- ・令和6年度まち歩き調査でいただいたご意見については、維持管理や改修の際に「東京都福祉のまちづくり条例設備整備マニュアル」に基づき行っていく。

4. 各検討部会でのご意見

(3)第4回 庁内検討部会

①実施概要

日時	令和6年8月9日	(金) 10:30~11:30
場所	葛飾区役所 新館 7	階会議室
参加者(23名)	●都市整備部 ・都市整備部長 ・交通政策担当部長 ・都市施設担当部長 ・街づくり担当部長 ・交通政策課長 ・が通政策課長 ・がは、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 ●政策経営部・協働推進担当課長 ●総務部・人権推進課長 ●地域振興部・地域振興課長 ●子育て支援部・子育て政策課長 ●福祉部・福祉管理課長・高齢者支援課長・地域包括ケア担当課長・地域包括ケア担当課長・障害福祉課長 ●教育委員会事務局・教育総務課長・学校施設担当課長・教育指導課長・教育指導課長

②議事内容

- (1) 移動等円滑化促進方針とは
- (2) これまでの協議会等の振り返り
- (3)まち歩き調査の振り返り
- (4) 促進方針における移動等円滑化の考え方
- (5) 移動等円滑化促進地区について
- (6) 葛飾区移動等円滑化促進方針の構成について
- (7) 区民検討部会でのご意見(速報)

■当日の議論の様子





③参加者からの主な意見

●策定に関する意見

- ・区民検討部会で出たご意見に対して、各関係部署が"自分事"として捉えて検討を重ねることが重要である。
- ・障害福祉課では区民や事業者向けに障害者施策に関する勉強会や講座を実施している。一方で、事業者自体では対策を実施しているものの、現場まで教育が行き届いていないことがあるのが課題として挙げられる。
- ・「合理的配慮」について、事業者が対応できる範囲は限られている。どこまで対応する のか、ソフト面の計画を策定する際には十分に検討する必要がある。
- ・心のバリアフリー教育は、「教育 = 子ども」と捉えがちだが、子どもに対しては学校で人権学習等、大人以上の学習をしている。むしろ、その保護者や一般の成人区民に対してどれだけ教育や啓発を徹底して行うかが重要なのではないか。
- ・今後特に認知症について知ってもらうことが課題になってくると思う。高齢者支援課で引き続き普及啓発を進めたい。
- ・資料に「インクルーシブ遊具」に関する記載があるが、「インクルーシブ」という言葉は非常に曖昧である。何をもってインクルーシブなのか、定義を考えて計画策定をする必要がある。

●普及啓発に関する意見

- ・区民検討部会での「駅員やバスの運転手の対応が素晴らしい」といったご意見は、ぜ ひ交通事業者の方にも伝えたい。
- ・心のバリアフリーに関する問題は他人の目線を持っていないと解決しない。それぞれの部署の立場で心のバリアフリーを勧め、啓発を進めていくことが必要。
- ・せっかく他の区に先駆けて方針を作るので、区民等のまだ知られていない方にもそれぞ れの立場で広めてほしい。

現段階においては、促進方針の構成を下のように考えています。

【葛飾区移動等円滑化促進方針の構成(案)】

1. 移動等円滑化促進方針の策定に当たって

- 1.1 促進方針策定の背景
- 1.2 促進方針の目的と位置付け
- 1.3 計画期間

2. 葛飾区における現状

- 2.1 上位・関連計画
- 2.2 葛飾区の現状・課題

3. 葛飾区におけるこれまでの取組と課題

- 3.1 これまでの取組
- 3.2 各種調査の実施(ヒアリング調査・まち歩き調査)
- 3.3 移動等円滑化促進に関する課題

4. 全体方針

- 4.1 葛飾区のバリアフリーに対する基本的な考え方
- 4.2 基本目標
- 4.3 基本目標を実現するための基本方針
- 4.4 基本方針に基づく取組 (ハード施策、心のバリアフリーを含むソフト施策)

5. 移動等円滑化促進地区

- 5.1 移動等円滑化促進方針の対象エリアと促進地区
- (1) 促進地区の考え方
- (2) 生活関連施設の考え方
- (3) 生活関連経路の考え方
- 5.2 移動等円滑化促進地区

6. 移動等円滑化促進方針の実現に向けて

- 6.1 移動等円滑化の促進に関する取組
- 6.2 促進方針策定後の進め方

参考資料

参考1 葛飾区移動等円滑化促進方針策定の経緯

参考2 主な基準

参考3 用語集

1. 移動等円滑化促進方針の策定に当たって

方針策定の目的、計画の位置付け、計画期間を示します。

●目的:<u>多様な住民への福祉の増進や、関係者のバリアフリー化</u>に向けた機運の醸成、まちの活性化につなげること。

2. 葛飾区における現状

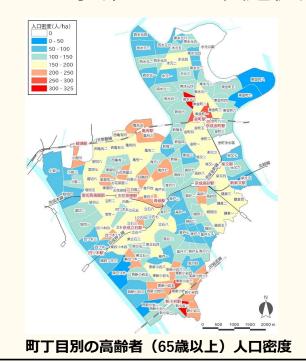
葛飾区における上位計画・関連計画に示されている目指す姿や 方針、計画期間を整理します。

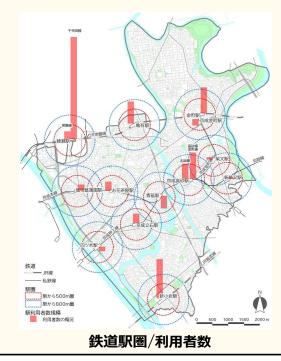






また、葛飾区の人口や交通状況などの現状を整理します。





3. 葛飾区におけるこれまでの取組

区や交通事業者がこれまで実施してきたバリアフリーの取組を整理 します。

- ●葛飾区交通バリアフリー基本構想 (H18.5策定)
- ●葛飾区新小岩駅圏移動等円滑化基本構想(H23.3策定)
- ●交通事業者の「移動等円滑化取組計画書及び取組報告書」





また、令和4年度に実施したヒアリング・アンケート調査や、令和5 ~6年度に実施したまち歩き調査(全12地区)の実施状況から 抽出された課題を整理します。





		開催日	調査地区
令和 5 年度	1	10/19(木)	京成立石駅周辺
	2	10/26(木)	新小岩駅周辺
	3	11/2(木)	JR金町駅·京成金町駅 周辺
	4	5/23(木)	堀切菖蒲園駅周辺
	5	5/27(月)	亀有駅周辺
	6	6/2 (⊟)	四ツ木駅周辺
令 和	7	6/6(木)	柴又駅·新柴又駅周辺
6	8	6/12(水)	お花茶屋駅周辺
年度	9	6/16 (⊟)	京成高砂駅周辺
	10	6/19(水)	綾瀬駅周辺
	11	6/28(金)	青砥駅周辺
	12	7/3(水)	水元地区

4. 全体方針

促進方針における<u>考え方</u>、<u>基本目標</u>を実現するための<u>基本方針</u> と取組を提示します。

●考え方

対象エリア: **区全域を促進方針の対象エリア**に設定

促進地区 : 多様な人が集中する鉄道駅を中心とした徒歩圏を

移動等円滑化促進地区に設定

●基本目標:ハード面(施設等のバリアフリー)とソフト面(心のバリアフリー、

情報のバリアフリー) の両面のバリアフリー化を推進

※基本目標の標語については検討中

●基本方針と取組

(1) 誰もが移動・利用しやすい「施設等のバリアフリーの推進」

・施設等のバリアフリーの推進

公共交通機関(鉄道、バス、タクシーなど)、道路・交通安全施設 建築物(公共施設、学校、民間施設など)、公園

(2) 相互理解と普及・広報・啓発による「心のバリアフリーの推進」

- ・区職員、民間事業者等の教育(研修、マニュアル整備など)
- ・児童、生徒等の教育・普及、広報、啓発
- ・心のバリアフリーに係る学習

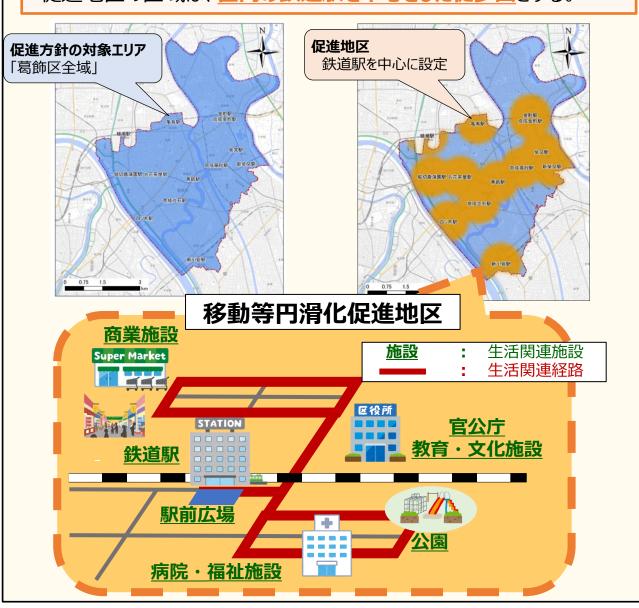
(3) インターネットやデジタル技術を活用した「情報のバリアフリーの推進」

- ・多様な手段による情報提供 ・事前の情報提供の充実
- ・迅速かつ適切な情報提供

5. 移動等円滑化促進地区

移動等円滑化促進地区 (以下「促進地区」という。) を設定し、 地域の面的なバリアフリー化を関係者と一体となって促進していきます (促進地区の範囲は検討中)。

・促進地区の区域は、区内の鉄道駅を中心とした徒歩圏とする。



6. 移動等円滑化促進方針の実現に向けて

移動等円滑化の促進に関する取組や、促進方針策定後の進め方を整理します。

※4.4 基本方針に基づく取組(ハード施策、心のバリアフリーを含むソフト施策)

八ード施策の考え方〜施設設置・管理〜

1. 適切な維持管理によるバリアフリー機能の回復と維持

- ・公共施設や民間施設、車両、道路、公園等の適切な維持管理の実施(定期点検と破損箇所等の補修など)
- ・道路の監察指導(道路上に置かれた自転車・看板・商品陳列などへの指導) など

2. 短期的に実現できるバリアフリー化や中長期的なバリアフリー化

- ・小さな段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置、点字シールの貼付
- ・障害者用駐車区画の整備
- ・バス停やタクシー乗り場の乗り口の改善(間口の確保、段差解消など)
- ・踏切内の安全対策 など

3. 整備・改修によるバリアフリー化

- ・バリアフリー対応車両の導入
- ・バス停の上屋、ベンチの設置
- ・施設、道路、交通安全施設、公園の新設・改修時における連続したバリアフリー経路と設備の整備

(段差・勾配の解消、幅員の確保、視覚障害者誘導用ブロック、案内板、ホームドア、音響式信号機、バリアフリートイレ、エレベーター、子育て支援設備などの整備) など

1. 【教育】 心のバリアフリーに係る学習

- ・小中高校でのバリアフリー教育、区民向けのバリアフリー教室(介助方法や体験)
- ・交通事業者や施設設置管理者における研修、マニュアルの整備
- ・特別支援学校との交流、活動、イベントでの障害のある方等との交流 など

2. 【実践】心のバリアフリーの普及・広報・啓発

- ・ポスター、看板、ホームページ、イベント、講演会、様々な取組や事例の周知
- ・ヘルプマーク、ヘルプカード、サポートマークなどの作成・配布・ひとりひとりの施設利用マナーの向上、「気づき」の啓発など

3. 【支援】 わかりやすい情報提供やコミュニケーション支援

- ・誰にでもわかりやすいサイン・看板(ピクトグラム、ひらがな表記など)・コミュニケーション手段の整備(コミュニケーションボード、携帯型翻訳機など)
- ・インターネットやデジタル技術等を活用した、すべての人に分かりやすい事前の情報提供(バリアフリーマップ等の作成・拡充、誰でも利用しやすいウェブサイト)
- ・インターネットやデジタル技術等を活用した、当事者へのタイムリーな情報伝達など

ソフト施策の考え方~区内全ての人々が取り組む

※5.1(1)促進地区の考え方

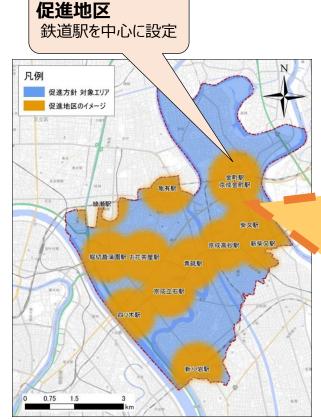
移動等円滑化促進地区(以下「促進地区」という。)は、区全体のバリアフリーに関する方針を踏まえて設定する。

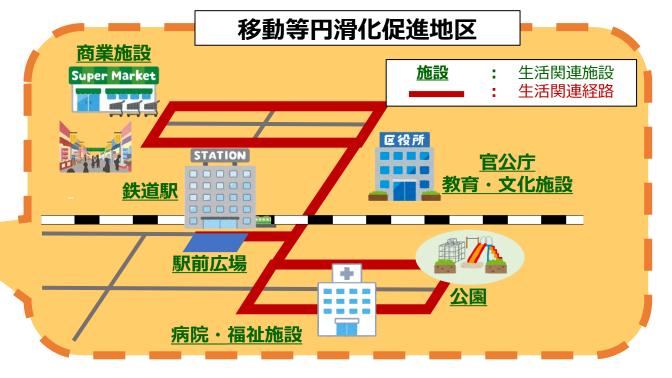
- ■葛飾区のバリアフリーに対する基本的な考え方
- ・区内全域を<u>促進方針の対象エリア</u>として設定し、ハードとソフトの両面のバリアフリー化を推進する。
- ・特に、<u>多様な人が集中する鉄道駅を中心とした徒歩圏の範囲を促進地区に</u> 設定し、地域の面的なバリアフリー化を関係者と一体となって促進する。
- ・綾瀬駅周辺については、足立区の計画と連携を図りながら促進地区を設定する。
- ・ハード面と共に、ソフト面の心のバリアフリーにも積極的に取り組む。

- ●促進地区の要件(バリアフリー法第2条第20号の2、基本方針の三の2より)
- ①生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区
- | ②生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー化の促進が特に必要な地区
- ③バリアフリー化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区
- ④境界の設定等

葛飾区移動等円滑化促進方針 対象エリア (案)







促進地区は、

バリアフリー化を促進していく地区